

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

低所得者の第1号保険料軽減強化に係る
来年度の対応について

計18枚（本紙を除く）

Vol.409

平成26年12月26日

厚生労働省老健局介護保険計画課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2164)

FAX : 03-3503-2167

事務連絡
平成 26 年 12 月 26 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

低所得者の第 1 号保険料軽減強化に係る来年度の対応について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、消費税率引上げによる公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとしています。

来年度の具体的な対応については、平成 27 年度予算編成過程において決定されるため、現時点でお示しできていませんが、今回、消費税率 10%への引き上げが平成 29 年 4 月に延期されたことを踏まえて、現在、平成 27 年度の社会保障の充実の具体的な内容（子ども・子育て支援、医療、介護）について優先順位を付けながら最終調整を行っているところですので、具体的な軽減幅について、当初予定していた内容で実施することが確定しているものではありません。

政府予算案が決定される頃に軽減幅の政府案並びにそれを反映した政令案及び条例参考例案を情報提供する予定ですが、その内容によっては、都道府県及び市町村の当初予算案の見直し等が必要になる可能性もありますので、予算案の作成にあたっては、特段のご留意をお願いします。

また、仮に、それを踏まえた市町村の当初予算案への計上が間に合わない場合は、補正予算で対応することになると考えられることから、別紙のとおり補正予算対応となる場合に考え得る議会手続の案をお示ししますので、あらかじめご検討をお願いします。

さらに、市町村におかれでは、特別会計において新たに一般会計から繰り入れる会計区分を設ける必要があるため、当該区分について、別添のとおり「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成 11 年 10 月 5 日付け事務連絡）の改正案をお示ししますので、各市町村における特別会計予算編成等の参考に供されますよう、ご配慮のほどよろしくお願いします。

条例制定の時期・手続きの案について

保険料の軽減強化については、市町村によって、当初予算案への計上が間に合うケースと、間に合わないケースがあると考えられる。そこで、本年 11 月 10 日の全国介護保険担当課長会議資料 P19 で示した議会手続の案について再度整理したので、次のとおりお示しする。

【当初予算に計上できたパターン】

全国介護保険担当課長会議資料 P19 で示した内容から変更する必要はなく、次の対応が考えられる。

- ①案 年度末の第 2 弹政令の公布まで待った上で、年度内に多段階化（軽減前の保険料額）・軽減を共に反映した条例を一度に可決する。（年度末一杯まで 2 月議会が開会している市町村のみ採用可能）
- ②案 年度末までの間に多段階化（軽減前の保険料額）のみを反映した条例を可決しておき、軽減強化については、第 2 弹政令公布後の年度明けに改めて条例を改正する。改正手続としては、6 月議会に諮る方法と、地方自治法に基づく長の専決処分による方法が考えられる。
- ③案 年度末までの間に多段階化（軽減前の保険料額）・軽減強化を共に反映した条例を可決するが、軽減強化の具体的な軽減幅は、規則に委任しておく。その後、第 2 弹政令の公布を待って、年度明け適宜の時期に規則を制定する。
- ④案 年度末までの間に多段階化（軽減前の保険料額）・軽減強化を共に反映した条例を可決し、その際に軽減強化の具体的な軽減幅も、第 2 弹政令の公布を待たずに条例に規定してしまうが、その部分の施行期日だけを規則に委任する。

なお、年度内には保険料条例を制定せず、多段階化（軽減前の保険料額）・軽減強化をあわせて年度明けに一度で条例改正する対応は、保険料が上昇する課税層にとって不利益遡及になってしまふことから、不適切と考えられる。

また、①案と④案を比較した場合には、政府における平成 27 年度予算編成過程が例年より遅れていることを考慮すると、第 2 弹政令の公布時期も遅れることが想定されることから、①案よりも④案の方が適当と考えられる。

なお、④案について、規則制定が平成27年4月1日より後になったとしても、利益遡及であるため、4月分の保険料から軽減することは可能である（その場合の規則においては施行期日を「公布日」として定めることで足りる）。

【当初予算に計上を見送ったパターン】

軽減に要する費用は補正予算として6月議会に提出することになると考えられる。このため、軽減に係る条例案の可決は補正予算とセットにならざるを得ないと考えられ、上述の①案に相当する案は取り得ず、③案・④案に相当する案も条例と予算の関係上、基本的には採用しがたいと考えられる。したがって、②案に相当する案が基本と考えられる。

②案に相当する案 年度末までの間に多段階化（軽減前の保険料額）のみを反映した条例を可決しておき、軽減強化については、年度明けに補正予算とセットで改めて条例を改正する。改正手続としては、6月議会に諮る（条例からの規則委任は可能）方法と、地方自治法に基づく長の専決処分による方法が考えられる。

なお、年度内には保険料条例を制定せず、多段階化（軽減前の保険料額）・軽減強化をあわせて年度明けに一度で条例改正する対応は、保険料が上昇する課税層にとって不利益遡及になってしまうことから、不適切と考えられる。

（再掲）

また、②案に相当する案の場合、軽減強化を反映した条例制定前に徴収した保険料を制定後の保険料で調整できるのかとの懸念を聞くが、平成27年度分の保険料額が確定した後に徴収する保険料で調整することにより、平成27年度一年分の保険料を軽減することは可能である。

○「介護保険特別会計の款項目節区分について」により改正を予定している介護保険事業特別会計における費目について

※____部が改正部分。

(平成26年11月10日全国介護保険担当課長会議資料で示した見直し案に低所得者の第1号保険料軽減強化に係る事項を追記)

保険事業勘定(歳入)

(旧)

款	項	目	節	適用
1 保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	現年度分特別徴収保険料 現年度分普通徴収保険料 滞納縫越分普通徴収保険料	節の記載がない各目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた区分によること
2 分担金及び負担金	1 分担金	1 何費分担金	何費分担金	
	2 負担金	1 認定審査会負担金	認定審査会共同設置負担金 認定審査会委託負担金	審査会の共同設置の場合の負担金の受け入れ(幹事市町村の特別会計に繰入審査会の委託の場合の負担金受け入れ(委託を受けた市町村の特別会計に繰入れる)
3 使用料及び手数料	1 使用料	1 何使用料	何使用料	
	2 手数料	1 総務手数料 2 督促手数料	総務手数料 督促手数料	証明手数料 保険料の督促手数料の受け入れ
4 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費交付金	現年度分 過年度分	介護及び予防給付に要する費用の20/100(施設等給付に要する費用は15/100)
	2 国庫補助金 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 調整交付金 2 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	現年度分調整交付金 過年度分調整交付金 現年度分	市町村に交付される交付金
	3 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)	過年度分 現年度分		
	4 何費補助金 1 調整交付金	何費補助金 現年度分調整交付金 過年度分調整交付金 現年度分	§ 127に基づく補助金 市町村に交付される交付金	
(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	過年度分		

(新)

款	項	目	節	適用
1 保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	現年度分特別徴収保険料 現年度分普通徴収保険料 滞納縫越分普通徴収保険料	節の記載がない各目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた区分によること
2 分担金及び負担金	1 分担金	1 何費分担金	何費分担金	
	2 負担金	1 認定審査会負担金	認定審査会共同設置負担金 認定審査会委託負担金	審査会の共同設置の場合の負担金の受け入れ(幹事市町村の特別会計に繰入審査会の委託の場合の負担金受け入れ(委託を受けた市町村の特別会計に繰入れる)
3 使用料及び手数料	1 使用料	1 何使用料	何使用料	
	2 手数料	1 総務手数料 2 督促手数料	総務手数料 督促手数料	証明手数料 保険料の督促手数料の受け入れ
4 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費交付金	現年度分 過年度分	介護及び予防給付に要する費用の20/100(施設等給付に要する費用は15/100)
	2 国庫補助金 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 調整交付金 2 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	現年度分調整交付金 過年度分調整交付金 現年度分	市町村に交付される交付金
	3 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)	過年度分 現年度分		
	4 何費補助金 1 調整交付金	何費補助金 現年度分調整交付金 過年度分調整交付金 現年度分	§ 127に基づく補助金 市町村に交付される交付金	
(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	過年度分		

別添(未定稿)

		3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	現年度分			3 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	現年度分	
5 支払基金交付金	1 支払基金交付金	4 何費補助金	過年度分 何費補助金	§ 127に基づく補助金 第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金からの交付金	5 支払基金交付金	1 支払基金交付金	4 何費補助金	過年度分 何費補助金
6 都道府県支出金	1 都道府県負担金	1 介護給付費交付金	現年度分 過年度分 現年度分	介護及び予防給付に要す費用の12.5/100(施設等給付に要す費用は17.5/100)	6 都道府県支出金	1 都道府県負担金	1 介護給付費交付金	現年度分 過年度分 現年度分
7 相互財政安定化事業交付金	1 相互財政安定化事業交付金	2 地域支援事業支援交付金	過年度分	中期財政運営期間の結果によるため、必要のない年度もある	7 相互財政安定化事業交付金	2 地域支援事業支援交付金	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	過年度分
8 財産収入	1 財産運用収入	3 何費補助金	現年度分 過年度分 現年度分	§ 128に基づく補助金	8 財産収入	3 何費補助金	1 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	現年度分 過年度分 現年度分
	2 財産売払収入	1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	過年度分 現年度分			2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	過年度分 何費補助金 現年度分	§ 128に基づく補助金
		2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	過年度分 現年度分			3 何費補助金	1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	過年度分 現年度分
		3 何費補助金	過年度分 何費補助金 現年度分	§ 128に基づく補助金 市町村相互財政安定化事業を行つ市町村にのみ適用、行わない場合は、以下1款ずつ繰り上げる		4 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	過年度分 何費補助金 現年度分	§ 128に基づく補助金 市町村相互財政安定化事業を行つ市町村にのみ適用、行わない場合は、以下1款ずつ繰り上げる
		1 相互財政安定化事業交付金	相互財政安定化事業交付金	財政運用収入及び財産売却収入		1 相互財政安定化事業交付金	1 相互財政安定化事業交付金	財政運用収入及び財産売却収入
		1 財産貸付収入	財産貸付収入			2 財産売払収入	1 財産貸付収入	
		2 利子及び配当金	利子及び配当金			2 財産売払収入	2 利子及び配当金	利子及び配当金
		1 不動産売払収入	不動産売払収入			1 不動産売払収入	1 不動産売払収入	不動産売払収入

別添(未定稿)

9 寄附金	2 物品売扱収入	物品売扱収入		9 寄附金	2 物品売扱収入	物品売扱収入	
	1 寄附金	一般寄附金 何寄附金	一般寄附金 何寄附金		1 寄附金	一般寄附金 何寄附金	一般寄附金 何寄附金
10 繰入金	1 一般会計繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 介護給付費繰入金	現年度分	10 繰入金	1 一般会計繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 介護給付費繰入金	現年度分
		2 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	過年度分 現年度分			2 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	過年度分 現年度分
(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)	3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	過年度分 (新設)	現年度分	(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)	3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	過年度分 4 低所得者保険料軽減繰入金	過年度分 低所得者の保険料軽減に要する費用
		4 その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金 事務費繰入金			5 その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金 事務費繰入金
2 基金繰入金	1 介護給付費繰入金	現年度分	職員給与等の一般会計からの繰入金 要介護及び要支援認定に係る費用のうち一般会計からの繰入金		1 介護給付費繰入金	現年度分	職員給与等の一般会計からの繰入金 要介護及び要支援認定に係る費用のうち一般会計からの繰入金
	2 何基金繰入金	過年度分 現年度分	介護及び予防給付に要す費用の12.5/100		2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	過年度分 現年度分	介護及び予防給付に要す費用の12.5/100
3 介護サービス事業勘定繰入金	1 介護サービス事業勘定繰入金	過年度分 (新設)	現年度分		3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	過年度分 4 低所得者保険料軽減繰入金	過年度分 低所得者の保険料軽減に要する費用
4 他会計繰入金		4 その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金 事務費繰入金			5 その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金 事務費繰入金
	1 介護給付費準備基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	中期財政運営期間中の余剰金を積み立てる介護給付費準備基金の取り崩し	2 基金繰入金	1 介護給付費準備基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	中期財政運営期間中の余剰金を積み立てる介護給付費準備基金の取り崩し
	2 何基金繰入金	何基金繰入金	介護サービス事業勘定からの繰入金		2 何基金繰入金	何基金繰入金	介護サービス事業勘定からの繰入金
	1 介護サービス事業勘定繰入金	介護サービス事業勘定繰入金		4 他会計繰入金	1 介護サービス事業勘定繰入金	介護サービス事業勘定繰入金	

別添(未定稿)

11 緑越金	1 他会計緑入金	他会計緑入金	前年度歳計余剰金の計上
12 市町村債	1 緑越金	緑越金	
1 市町村債	1 緑越金	緑越金	
2 財政安定化基金貸付金	1 市町村債	市町村債	
13 諸収入	1 財政安定化基金貸付金	財政安定化基金貸付金	
1 延滞金、加算金及び過料	1 第1号被保険者延滞金	第1号被保険者延滞金	
2 預金利子	2 過料	過料	
3 貸付金元利収入	1 預金利子	預金利子	歳計現金の利子等
4 雜入	1 何貸付金元金収入	何貸付金元金収入	
	2 何貸付金利子収入	何貸付金利子収入	
	1 滞納処分費	滯納処分費	滯納処分に直接要した経費で滞納者の負担に帰すべき弁償金的なもの
	2 弁償金	弁償金	財産の亡失、損傷等に係る損害賠償金
	3 違約金及び延納利息	違約金及び延納利息	工事請負等の違約金及び延納特約などに基づく返納利息等
	4 小切手未払い資金組入れ	小切手未払い資金組入れ	地自令 § 165の6②による払出後1年経過の小切手の歳入組入れ
	5 第三者納付金	第三者納付金	§ 21の第三者行為に係る損害賠償金
	6 返納金	返納金	§ 22の不正利得徴収金(新設)
	7 雜入	雑入	

11 緑越金	1 他会計緑入金	他会計緑入金	前年度歳計余剰金の計上
12 市町村債	1 緑越金	緑越金	
1 市町村債	1 緑越金	緑越金	
2 財政安定化基金貸付金	1 市町村債	市町村債	
13 諸収入	1 財政安定化基金貸付金	財政安定化基金貸付金	
1 延滞金、加算金及び過料	1 第1号被保険者延滞金	第1号被保険者延滞金	
2 預金利子	2 過料	過料	歳計現金の利子等
3 貸付金元利収入	1 預金利子	預金利子	
4 雜入	1 何貸付金元金収入	何貸付金元金収入	何貸付金元金収入
	2 何貸付金利子収入	何貸付金利子収入	何貸付金利子収入
	1 滞納処分費	滯納処分費	滯納処分に直接要した経費で滞納者の負担に帰すべき弁償金的なもの
	2 弁償金	弁償金	財産の亡失、損傷等に係る損害賠償金
	3 違約金及び延納利息	違約金及び延納利息	工事請負等の違約金及び延納特約などに基づく返納利息等
	4 小切手未払い資金組入れ	小切手未払い資金組入れ	地自令 § 165の6②による払出後1年経過の小切手の歳入組入れ
	5 第三者納付金	第三者納付金	§ 21の第三者行為に係る損害賠償金
	6 返納金	返納金	§ 22の不正利得徴収金(保険者が直接介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、利用者負担を徴収する場合)
	7 雜入	雑入	利用者負担金

保険事業勘定(歳出)

(旧)

款	項	目	節	適用
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	報酬 給料 職員手当等 共済費	嘱託徴収員等報酬 吏員又は雇員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、 雇用保険、健康保険の保 険料
			災害補償費 賃金 報償費 旅費 交際費	臨時職員の賃金 報償費、講師謝礼 職員の旅費

款	項	目	節	適用
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	報酬 給料 職員手当等 共済費	嘱託徴収員等報酬 職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、 雇用保険、健康保険の保 険料
			災害補償費 賃金 報償費 旅費 交際費	臨時職員の賃金 報償費、講師謝礼 職員の旅費

別添(未定稿)

		需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 貸付金 公課費 負担金、補助及び交付金	消耗品費、光熱水費等の共通需用費 通信運搬費、保険料等 共通電算委託料			需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 貸付金 公課費 負担金、補助及び交付金	消耗品費、光熱水費等の共通需用費 通信運搬費、保険料等 共通電算委託料
2 徴収費	2 連合会負担金	職員手当等 旅費 需用費 役務費 備品購入費 繰出金	滞納整理のための職員旅費		2 徴収費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 備品購入費 繰出金	滞納整理のための職員旅費
	1 賦課徴収費	報償費 負担金、補助及び交付金 賃金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 繰出金	滞納整理に係る他会計分への繰出金 完納世帯表彰費等		1 賦課徴収費	報償費 負担金、補助及び交付金 賃金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 繰出金	滞納整理に係る他会計分への繰出金 完納世帯表彰費等
	2 納入奨励費				2 紳納奨励費		
	3 滞納処分費				3 滞納処分費		
3 介護認定審査会費	1 介護認定審査会費	報酬 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料 負担金、補助及び交付金 職員手当等	委員等に対する報酬 委員等の費用弁償及び旅費 郵便料等		1 介護認定審査会費	報酬 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料 負担金、補助及び交付金 職員手当等	委員等に対する報酬 委員等の費用弁償及び旅費 郵便料等
	2 認定調査等費	旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料	審査会を委託する場合 審査会を共同設置する場合		2 認定調査等費	旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料	審査会を委託する場合 審査会を共同設置する場合
	3 認定審査会共同設置負担金	負担金、補助及び交付金	指定居宅支援事業者等に調査委託をした場合		3 認定審査会共同設置負担金	負担金、補助及び交付金	指定居宅支援事業者等に調査委託をした場合
	4 認定審査会委託負担金	負担金、補助及び交付金	認定審査会の共同設置の場合の負担金 認定審査会の委託の場合の負担金 介護保険の趣旨普及に要する費用		4 認定審査会委託負担金	負担金、補助及び交付金	認定審査会の共同設置の場合の負担金 認定審査会の委託の場合の負担金 介護保険の趣旨普及に要する費用
4 趣旨普及費	1 趣旨普及費	賃金 旅費 需用費 役務費 委託料			1 趣旨普及費	賃金 旅費 需用費 役務費 委託料	

別添(未定稿)

2 保険給付費	5 計画策定委員会費	使用料及び賃借料 備品購入費			5 計画策定委員会費	使用料及び賃借料 備品購入費	
1 介護サービス等諸費	1 計画策定委員会費	報酬 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料 負担金、補助及び交付金	委員等に対する報酬 委員等の費用弁償及び旅費 郵便料等	2 保険給付費	1 計画策定委員会費	報酬 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料 負担金、補助及び交付金	委員等に対する報酬 委員等の費用弁償及び旅費 郵便料等
2 介護予防サービス等諸費	1 居宅介護サービス給付費 2 特例居宅介護サービス給付費 3 地域密着型介護サービス給付費 4 特例地域密着型介護サービス給付費 5 施設介護サービス給付費 6 特例施設介護サービス給付費 7 居宅介護福祉用具購入費 8 居宅介護住宅改修費 9 居宅介護サービス計画給付費 10 特例居宅介護サービス計画給付費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金		1 介護サービス等諸費	1 居宅介護サービス給付費 2 特例居宅介護サービス給付費 3 地域密着型介護サービス給付費 4 特例地域密着型介護サービス給付費 5 施設介護サービス給付費 6 特例施設介護サービス給付費 7 居宅介護福祉用具購入費 8 居宅介護住宅改修費 9 居宅介護サービス計画給付費 10 特例居宅介護サービス計画給付費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金	
3 その他諸費	1 審査支払手数料 2 介護給付費請求書電算処理システム料	役務費	介護給付費請求書の審査支払手数料 電算システム開発費を通常の審査支払手数料と別枠で支払う場合等	3 その他諸費	1 審査支払手数料 2 介護給付費請求書電算処理システム料	役務費	介護給付費請求書の審査支払手数料 電算システム開発費を通常の審査支払手数料と別枠で支払う場合等
4 高額介護サービス等費	1 高額介護サービス費 2 高額介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金		4 高額介護サービス等費	1 高額介護サービス費 2 高額介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金	

3 財政安定化基金拠出金	5 高額医療合算介護サービス等費	1 高額医療合算介護サービス費 2 高額医療合算介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金			5 高額医療合算介護サービス等費	1 高額医療合算介護サービス費 2 高額医療合算介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金
	6 市町村特別給付費	1 市町村特別給付費	負担金、補助及び交付金			6 市町村特別給付費	1 市町村特別給付費	負担金、補助及び交付金
	7 特定入所者介護サービス等費	1 特定入所者介護サービス費 2 特例特定入所者介護サービス費 3 特定入所者介護予防サービス費 4 特例特定入所者介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金			7 特定入所者介護サービス等費	1 特定入所者介護サービス費 2 特例特定入所者介護サービス費 3 特定入所者介護予防サービス費 4 特例特定入所者介護予防サービス費	負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金
	8 何々	1 何々	何々			8 何々	1 何々	何々
	1 財政安定化基金拠出金					3 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	年度拠出 市町村相互財政安定化事業を行う市町村にのみ適用、行わない場合は、以下1款ずつ繰り上げる。
	4 相互財政安定化事業負担金	1 相互財政安定化事業負担金	負担金、補助及び交付金			4 相互財政安定化事業負担金	1 相互財政安定化事業負担金	負担金、補助及び交付金
	5 地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 介護予防事業費	負担金、補助及び交付金			5 地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)	1 介護予防事業費	負担金、補助及び交付金
		1 二次予防事業費 2 一次予防事業費 <u>(新設)</u>	何々 何々				1 二次予防事業費 2 一次予防事業費 3 総合事業費精算金	何々 何々 負担金、補助及び交付金
		2 包括的支援事業・任意事業費	何々			2 包括的支援事業・任意事業費	4 何々	何々
		1 介護予防ケアマネジメント事業費 2 総合相談事業費 3 権利擁護事業費 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 5 任意事業費	何々 何々 何々 何々 何々				1 介護予防ケアマネジメント事業費 2 総合相談事業費 3 権利擁護事業費 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 5 任意事業費	何々 何々 何々 何々 何々
(介護予防・日	1 介護予防:			(介護予防・日	1 介護予防:			住所地特例者が総合事業の提供を受けたときの精算金。

常生活支援総合事業を実施する場合	日常生活支援総合事業費	1 要支援者向け予防サービス、生活支援サービス及びケアマネジメント等事業費 2 二次予防事業対象者向け予防サービス、生活支援サービス及びケアマネジメント等事業費 3 二次予防事業費 4 何々	何々	二次予防事業対象者向け介護予防ケアマネジメント事業費の計上	常生活支援総合事業を実施する場合	生活支援サービス事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問事業、第1号通所事業、第1生活支援事業) 2 介護予防ケアマネジメント事業費 3 一般介護予防事業費 4 包括的支援事業・任意事業費 5 その他諸費
2 包括的支援事業・任意事業費		1 総合相談事業費 2 権利擁護事業費 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 4 任意事業費 (新設) (新設) (新設)	何々 何々 何々 何々				報酬 給料 職員手当等 共済費 災害補償費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金、補助及び交付金 報酬 給料 職員手当等 共済費 災害補償費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 介護用具購入費 共同事業負担金、事業費 補助金等 嘱託職員等報酬、費用弁償等 職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、雇用保険、健康保険の保険料 臨時職員の賃金 講師謝礼、事業謝礼等 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 通信運搬費、保険料等 業務委託料等 介護用具購入費 共同事業負担金、事業費 補助金等 嘱託職員等報酬、費用弁償等 職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、雇用保険、健康保険の保険料 臨時職員の賃金 講師謝礼等 職員の旅費 消耗品費 通信運搬費、保険料等 業務委託料等 介護用具購入費
3 その他諸費					1 一般介護予防事業費 2 介護予防ケアマネジメント事業費 3 一般介護予防事業費 4 その他諸費	何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々	嘱託職員等報酬、費用弁償等 職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、雇用保険、健康保険の保険料 臨時職員の賃金 講師謝礼等 職員の旅費 消耗品費 通信運搬費、保険料等 業務委託料等 介護用具購入費

別添(未定稿)

		1 審査支払手数料	役務費	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を委託する場合			1 審査支払手数料	役務費	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を委託する場合
6 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	1 何々	何々	§ 115の41において市町村の行う保健福祉事業に係る費用であって、第1号保険料を財源とするもの	6 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	1 何々	何々	§ 115の41において市町村の行う保健福祉事業に係る費用であって、第1号保険料を財源とするもの
7 基金積立金	1 基金積立金	1 介護給付費準備基金積立金 2 何基金積立金	介護給付費準備基金積立金 積立金	中期財政運営期間中の剩余金の管理基金への積立	7 基金積立金	1 基金積立金	1 介護給付費準備基金積立金 2 何基金積立金	介護給付費準備基金積立金 積立金	中期財政運営期間中の剩余金の管理基金への積立金
8 公債費	1 公債費	1 元金 2 利子 3 公債諸費	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 何々	一時借入金利子等	8 公債費	1 公債費	1 元金 2 利子 3 公債諸費	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 何々	一時借入金利子等
9 予備費	1 予備費	1 財政安定化基金償還金	償還金、利子及び割引料		9 予備費	1 予備費	1 財政安定化基金償還金	償還金、利子及び割引料	
10 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	1 第1号被保険者保険料 2 償還金 3 小切手支払未済償還金 4 第1号被保険者還付加 算金 5 高額介護サービス費貸	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 貸付金	過年度分に係る保険料払戻金 国庫支出金等過年度分返還金等 自治令 § 165の5振り出した日から1年を経過して支払を受けていない場合による利得償還要求に対する償保険料払戻金に係る還付加算金	10 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	1 第1号被保険者保険料 2 償還金 3 小切手支払未済償還金 4 第1号被保険者還付加 算金 5 高額介護サービス費貸	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料 貸付金	過年度分に係る保険料払戻金 国庫支出金等過年度分返還金等 自治令 § 165の5振り出した日から1年を経過して支払を受けない場合による利得償還要求に対する償保険料払戻金に係る還付加算金
	2 延滞金	1 延滞金	償還金、利子及び割引料		2 延滞金	1 延滞金	1 他会計繰出金 2 介護サービス事業勘定	償還金、利子及び割引料 繰出金	
	3 繰出金	1 他会計繰出金 2 介護サービス事業勘定	繰出金 繰出金		3 繰出金	1 他会計繰出金 2 介護サービス事業勘定	繰出金 繰出金		

介護サービス事業勘定(歳入)

(旧)

款	項	目	節	適用
1 サービス収入	1 介護給付費 収入	1 居宅介護サービス費収入	訪問介護費収入 訪問入浴介護費収入	節の記載がない各目について、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた区分によること

(新)

款	項	目	節	適用
1 サービス収入	1 介護給付費 収入	1 居宅介護サービス費収入	訪問介護費収入 訪問入浴介護費収入	節の記載がない各目について、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた区分によること

別添(未定稿)

2 予防給付費 収入	<p>訪問看護費収入 訪問リハビリテーション 費収入 居宅療養管理指導費収入 通所介護費収入 通所リハビリテーション 費収入 福祉用具貸与費収入 短期入所生活介護費収入 短期入所療養介護費収入 特定施設入居者生活介 護費収入 特例居宅介護サービス 費収入 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費収入 夜間対応型訪問介護費 収入 <u>(新設)</u> 認知症対応型通所介護 費収入 小規模多機能型居宅介 護費収入 認知症対応型共同生活 介護費収入 地域密着型特定施設入 居者生活介護費収入 地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 費収入 複合型サービス費収入 特例地域密着型介護 サービス費収入 5 居宅介護福祉用具購入 費収入 6 居宅介護住宅改修費 7 居宅介護サービス計画 費収入 8 特例居宅介護サービス 計画費収入 9 施設介護サービス費収入 10 特例施設介護サービス 費収入</p> <p>1 介護予防サービス費収入 <u>介護予防訪問介護費収入</u> 介護予防訪問入浴介護 費収入 介護予防訪問看護費収入 介護予防訪問リハビリ テーション費収入 介護予防居宅療養管理 指導費収入 介護予防通所介護費収入 介護予防通所リハビリ テーション費収入 介護予防福祉用具貸与 費収入</p>		<p>訪問看護費収入 訪問リハビリテーション 費収入 居宅療養管理指導費収入 通所介護費収入 通所リハビリテーション 費収入 福祉用具貸与費収入 短期入所生活介護費収入 短期入所療養介護費収入 特定施設入居者生活介 護費収入 特例居宅介護サービス 費収入 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費収入 夜間対応型訪問介護費 収入 <u>地域密着型通所介護 サービス費収入</u> 認知症対応型通所介護 費収入 小規模多機能型居宅介 護費収入 認知症対応型共同生活 介護費収入 地域密着型特定施設入 居者生活介護費収入 地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 費収入 複合型サービス費収入 特例地域密着型介護 サービス費収入 5 居宅介護福祉用具購入 費収入 6 居宅介護住宅改修費 7 居宅介護サービス計画 費収入 8 特例居宅介護サービス 計画費収入 9 施設介護サービス費収入 10 特例施設介護サービス 費収入</p> <p>1 介護予防サービス費収入 <u>(削除)</u> 介護予防訪問入浴介護 費収入 介護予防訪問看護費収入 介護予防訪問リハビリ テーション費収入 介護予防居宅療養管理 指導費収入 <u>(削除)</u> 介護予防通所リハビリ テーション費収入 介護予防福祉用具貸与 費収入</p>	(介護予防・日 常生活支援総 合事業を実施す る場合)	2 予防給付費 収入

		介護予防短期入所生活 介護費収入 介護予防短期入所療養 介護費収入 介護予防特定施設入居者生活介護費収入 特例介護予防サービス費収入		介護予防短期入所生活 介護費収入 介護予防短期入所療養 介護費収入 介護予防特定施設入所者生活介護費収入 特例介護予防サービス費収入	
	2 特例介護予防サービス費収入 3 地域密着型介護予防サービス費収入	介護予防認知症対応型通所介護費収入 介護予防小規模多機能型居宅介護費収入 介護予防認知症対応型共同生活介護費収入 特例地域密着型介護予防サービス費収入 介護予防福祉用具購入費収入 介護予防住宅改修費収入 介護予防サービス計画費収入 特例介護予防サービス計画費収入		介護予防認知症対応型通所介護費収入 介護予防小規模多機能型居宅介護費収入 介護予防認知症対応型共同生活介護費収入 特例地域密着型介護予防サービス費収入 介護予防福祉用具購入費収入 介護予防住宅改修費 介護予防サービス計画費収入 特例介護予防サービス計画費収入	
(新設)					
	3 自己負担金収入 4 特定入所者介護サービス等収入	自己負担金収入 1 特定入所者介護サービス費収入 2 特例特定入所者介護サービス費収入 3 特定入所者支援サービス費収入 4 特例特定入所者支援サービス費収入 5 何々	自己負担金収入 利用者の自己負担金	1 訪問型サービス事業費収入 2 通所型サービス事業費収入 3 生活支援サービス事業費収入	自己負担金収入 利用者の自己負担金
2 分担金及び負担金	1 分担金 2 負担金	1 何費分担金 2 何費負担金	何費分担金 何費負担金	1 分担金 2 負担金	1 何費分担金 2 何費負担金
3 使用料及び手数料	1 使用料			3 使用料及び手数料	1 使用料

4 国庫支出金	2 手数料	1 何使用料 1 文書料 2 何手数料	何使用料 文書料 何手数料			4 国庫支出金	2 手数料	1 何使用料 1 文書料 2 何手数料	何使用料 文書料 何手数料
5 都道府県支出金	1 国庫補助金	1 施設整備費補助金 2 何費補助金	施設整備費補助金 何費補助金			5 都道府県支出金	1 国庫補助金	1 施設整備費補助金 2 何費補助金	施設整備費補助金 何費補助金
6 財産収入	1 都道府県補助金	1 何補助金	何補助金			6 財産収入	1 都道府県補助金	1 何補助金	何補助金
	1 財産運用収入	1 財産貸付収入 2 利子及び配当金	財産貸付収入 利子及び配当金				1 財産運用収入	1 財産貸付収入 2 利子及び配当金	財産貸付収入 利子及び配当金
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入 2 物品売払収入	不動産売払収入 物品売払収入				2 財産売払収入	1 不動産売払収入 2 物品売払収入	不動産売払収入 物品売払収入
7 寄附金	1 寄附金	1 一般寄附金 2 何寄附金	一般寄附金 何寄附金	使途を限定しない寄附金 使途を限定する寄附金		7 寄附金	1 寄附金	1 一般寄附金 2 何寄附金	一般寄附金 何寄附金
8 繰入金	1 他会計繰入金	1 他会計繰入金	他会計繰入金			8 繰入金	1 他会計繰入金	1 他会計繰入金 2 何基金繰入金	他会計繰入金 何基金繰入金
	2 何基金繰入金	1 何基金繰入金	何基金繰入金				2 何基金繰入金	1 何基金繰入金	何基金繰入金
	3 保険事業勘定繰入金	1 保険事業勘定繰入金	保険事業勘定繰入金	保険事業勘定からの繰入金		9 繰越金	1 保険事業勘定繰入金	1 保険事業勘定繰入金	保険事業勘定からの繰入金
9 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	繰越金	前年度歳計余剰金の計上		10 市町村債	1 繰越金	1 繰越金	前年度歳計余剰金の計上
10 市町村債	1 市町村債	1 市町村債	市町村債			11 諸収入	1 市町村債	1 市町村債	
11 諸収入	1 預金利子	1 預金利子	預金利子	歳計現金の利子等			1 預金利子	1 預金利子	歳計現金の利子等
	2 雑入	1 弁償金 2 違約金及び延納利息 3 小切手未払い資金組入れ	弁償金 違約金及び延納利息 小切手未払い資金組入れ	財産の亡失、損傷等に係る 損害賠償金 工事請負等の違約金及び 延納特約などに基づく返納 利息等 地自令 § 165の6②による 払出後1年経過の小切手の 歳入組入れ			2 雑入	1 弁償金 2 違約金及び延納利息 3 小切手未払い資金組入れ	財産の亡失、損傷等に係る 損害賠償金 工事請負等の違約金及び 延納特約などに基づく返納 利息等 地自令 § 165の6②による 払出後1年経過の小切手の 歳入組入れ
		4 雑入	雑入				4 零入	4 零入	

介護サービス事業勘定(歳出)

(旧)

款	項	目	節	適用
1 総務費	1 施設管理費	1 一般管理費	報酬 給料 職員手当等 共済費 災害補償費 賃金 報償費 旅費 交際費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金	職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、 雇用保険、健康保険の保 険料 臨時職員の賃金 報償費、講師謝礼 職員の旅費 消耗品費、光热水費等の 共通需用費 通信運搬費、保険料等 一般事務に係るもの 各種団体に対する負担金
	2 研究研修費	1 研究研修費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 繰出金	
2 事業費	1 居宅サービス事業費	1 居宅介護サービス事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
	2 地域密着型サービス事業費	2 介護予防サービス等事業費	備品購入費 職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員旅費 介護予防用具修繕費 介護予防用消耗材費 介護予防用具購入費
	1 地域密着型サービス等事業費	1 地域密着型サービス等事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
	2 地域密着型介護予防サービス等事業費	2 地域密着型介護予防サービス等事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 法律又は条例に基づく手当 職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費

(新)

款	項	目	節	適用
1 総務費	1 施設管理費	1 一般管理費	報酬 給料 職員手当等 共済費 災害補償費 賃金 報償費 旅費 交際費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金	職員の給料 法律又は条例に基づく手当 共済組合に対する負担金、 雇用保険、健康保険の保 険料 臨時職員の賃金 報償費、講師謝礼 職員の旅費 消耗品費、光热水費等の 共通需用費 通信運搬費、保険料等 一般事務に係るもの 各種団体に対する負担金
	2 研究研修費	1 研究研修費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 繰出金	
2 事業費	1 居宅サービス事業費	1 居宅介護サービス事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
	2 地域密着型サービス事業費	2 介護予防サービス等事業費	備品購入費 職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員旅費 介護予防用具修繕費 介護予防用消耗材費 介護予防用具購入費
	1 地域密着型サービス等事業費	1 地域密着型サービス等事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
	2 地域密着型介護予防サービス等事業費	2 地域密着型介護予防サービス等事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費	法律又は条例に基づく手当 法律又は条例に基づく手当 職員手当等 賃金 旅費 需用費 備品購入費

別添(未定稿)

3 居宅介護支援事業費	1 居宅介護支援事業費	賃金 旅費 需用費 備品購入費	臨時職員の賃金 職員の旅費 介護予防用具修繕費 介護予防用消耗材費 介護予防用具購入費		3 居宅介護支援事業費	賃金 旅費 需用費 備品購入費
(新設)	2 介護予防支援事業費	職員手当等 賃金 旅費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 管理指導に係る職員旅費		1 居宅介護支援事業費 2 介護予防支援事業費	職員手当等 賃金 旅費 需用費
4 何々	1 何々			(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)	4 介護予防・日常生活支援総合事業費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 消耗品費、光熱水費等の共通需用費
3 施設整備費	1 施設整備費				1 訪問型サービス事業費 2 通所型サービス事業費 3 生活支援サービス事業費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費 法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費 法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
4 基金積立金	1 基金積立金				5 何々	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
5 公債費	1 公債費			3 施設整備費	1 何々	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
				1 施設整備費	1 施設整備費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
				4 基金積立金	1 基金積立金	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
				5 公債費	1 公債費	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
					1 元金	法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費
						法律又は条例に基づく手当 臨時職員の賃金 職員の旅費 介護用具修繕費 介護用消耗材費 介護用具購入費

別添(未定稿)

		2 利子 3 公債諸費	償還金、利子及び割引料	一時借入金の利子等
6 予備費	1 予備費			
7 諸支出金	1 償還金	1 償還金 2 小切手未払未済償還金	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料	国庫支出金等過年度分返還金等 自治令 § 165の5振り出した日から1年を経過して支払を受けていない場合による利得償還要求に対する償
	2 練出金	1 他会計練出金	練出金	
8 諸費	2 保険事業勘定練出金	練出金		

		2 利子 3 公債諸費	償還金、利子及び割引料	一時借入金の利子等
6 予備費	1 予備費			
7 諸支出金	1 償還金	1 償還金 2 小切手未払未済償還金	償還金、利子及び割引料 償還金、利子及び割引料	国庫支出金等過年度分返還金等 自治令 § 165の5振り出した日から1年を経過して支払を受けない場合による利得償還要求に対する償
	2 練出金	1 他会計練出金	練出金	
8 諸費	2 保険事業勘定練出金	練出金		

※ 本資料は関係者の準備に資するため、新しい総合事業の実施等の制度改正事項等について平成30年度以降の事業勘定について整理したものであり、今後の検討により変更があり得るものである。